

令和3年12月13日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年12月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

**事務局** おはようございます。12月の総会に当たりまして、御報告いたします。  
本日は、山口委員が欠席という御報告を頂いております。  
本日は、現委員数24名中23名で過半数の出席があっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。  
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

**議長** それでは、皆様、おはようございます。寒気もいよいよ厳しくなりました。大変、皆様方お忙しい中にこの農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。  
それでは、12月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
第1号議案、審議番号16番は、農業委員会等に関する法律第31条第1号の議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号16番とそれ以外に分けて審議いたします。  
議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

\*\*\*\*委員 退席

**議長** それでは、審議番号16番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
5ページをお願いいたします。  
所有権移転、西部地域、審議番号16番の1件です。  
以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案、審議番号16番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号16番は可決されました。  
審議番号16番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*  
\*\*委員の出席を求めます。

\*\*\*\*委員 入室

議 長 \*\*\*\*委員に報告をいたします。審議番号16番は可決されました。  
続きまして、審議番号16番を除く第1号議案についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの10番までの10件です。  
4ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号11番から5ページ、審議番号16番を除く、6ページ21番までの10件です。  
以上、審議番号1番から審議番号16番を除く21番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
審議番号16番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号16番を除く第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、太郎原町、畑、492m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。  
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。  
続きまして、西部地域、2番から9ページ6番までの5件です。  
2番、申請地、荒木町今、田、4筆、計2,925m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの（農地改良行為）です。  
農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。  
8ページをお願いいたします。  
3番、申請地、荒木町白口、田、18筆、計1万6,871m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの（農地改良行為）です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

9 ページをお願いいたします。

4 番、申請地、本山二丁目、田、140m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

5 番、申請地、城島町江上本、田、2 筆、計313m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6 番、申請地、三潞町玉満、田、34m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

なお、7 ページの審議番号 2 番及び 8 ページの審議番号 3 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛させていただきます。  
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

**議 長** 質疑がないようです。これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第 2 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第 2 号議案は可決されました。  
なお、審議番号 2 番及び 3 番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取いたします。  
続きまして、第 3 号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号 2 番、3 番及び 4 番については、次の 4 号議案「農地法第 5 条の規定によ

る許可申請について」と関連がある案件でございますので、関連案件とそれ以外に分けて審議し、審議番号2番、3番及び4番は4号議案と一括して議題といたします。

それでは、3号議案、審議番号1番についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

10ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、安武町武島、畑、3筆、計211.24m<sup>2</sup>。

申請理由、権利の種類を変更するものです。

変更内容、権利の種類は使用貸借権設定だったものを所有権移転贈与へ変更するものです。

こちらにつきましては、令和3年9月6日付にて、5条許可がされたものです。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案、審議番号1番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案、審議番号1番は可決されました。

続きまして、第3号議案のうち、審議番号2番、3番及び4番、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

また、第4号議案、審議番号12番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第4号議案は審議番号12番とそれ以外に

分けて審議いたします。

議席番号\*\*番、\*\*\*委員の退席を求めます。

\*\*\*委員 退席

議 長 それでは、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

15ページをお願いいたします。

西部地域、12番、1件です。

12番、申請地、藤山町、畑、72m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案、審議番号12番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号12番は可決されました。

審議番号12番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*  
\*\*議員の出席を求めます。

\*\*\*委員 入室

議 長      \*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号12番は可決されました。  
続きまして、第3号議案のうち、審議番号2番、3番及び4番、審議番号12番を除く4号議案についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局    10ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。  
西部地域、2番から11ページ4番までの3件です。  
2番、申請地、三潯町田川、田、530m<sup>2</sup>。  
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。  
変更内容、転用事業者は、\*\*\*\*から\*\*\*\*へ。  
転用目的が、住宅及び倉庫用地から自己用住宅へ変更するものです。  
こちらにつきましては、昭和54年11月1日付にて、5条許可がなされたものです。  
第4号議案、20番と関連案件となっております。  
3番、申請地、三潯町玉満、田、2筆、計534m<sup>2</sup>。  
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。  
変更内容、転用事業者が、\*\*\*\*から、\*\*\*\*へ。  
転用目的が、住宅から、住宅型有料老人ホームへ変更するものです。  
こちらにつきましては、平成6年12月22日付にて、5条許可がなされたものです。  
第4号議案、22番と関連案件となっております。  
11ページをお願いいたします。  
4番、申請地、三潯町西牟田、畑及び宅地、8筆、計1,679.06m<sup>2</sup>。  
申請理由、転用目的、転用面積及び施工期間を変更するものです。  
変更内容、転用目的が、貸家住宅（5戸）及び集合住宅（1棟8戸）から、貸家住宅（4戸）及び建売住宅（1戸）、集合住宅（1棟10戸）で、転用面積が、1,609m<sup>2</sup>から、1,679.06m<sup>2</sup>へ。  
施工期間が、令和元年11月15日～令和2年11月30日までだったものを、令和元年11月15日～令和4年12月25日へ変更するものです。  
こちらにつきましては、令和元年11月12日付にて5条許可がなされたものです。  
第4号議案、23番と関連案件となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から14ページ8番までの8件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、田、394m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、農産物の直売及び調理加工品の販売所として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町以真恵、田、302m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

なお、第4号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

3番、申請地、田主丸町以真恵、田、143m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、進入路として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

第4号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

13ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町竹野、畑、188m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、建売住宅（1戸）を建築するものです。

5番、申請地、田主丸町船越、田、363m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、田主丸町益生田、田、1,127m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、建売住宅（3戸）を建築するものです。

7番、申請地、田主丸町森部、畑、2筆、計662m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

14ページをお願いいたします。

8番、申請地、北野町中、田、2筆、計2,016m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（10区画）として利用するものです。

続きまして、西部地域、9番から15ページ12番を除く18ページ、23番までの14件です。

9番、申請地、荒木町白口、田、3筆、計1,714m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

10番、申請地、大善寺町宮本、田、365m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

15ページをお願いいたします。

11番、申請地、大善寺町夜明、田、3,611m<sup>2</sup>の内961m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫、トイレを建築及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、宮ノ神町大杜、田、495m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、安武町安武本、田、200m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

16ページをお願いいたします。

15番、申請地、城島町江上本、田、267m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

16番、申請地、城島町江島、田、958m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、露天建設残土仮置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、三瀨町高三瀨、田、2筆、計1,409m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（9区画）として利用するものです。

18番、申請地、三瀨町高三瀨、田、837m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（4区画）として利用するものです。

17ページをお願いいたします。

19番、申請地、三潯町田川、田・畑、3筆、計951m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

20番、申請地、三潯町田川、田、530m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

第3号議案、審議番号と2番と関連案件となっております。

21番、申請地、三潯町玉満、田、3筆、計1,183m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、特別養護老人ホームを建築するものです。

18ページをお願いいたします。

22番、申請地、三潯町玉満、田、4筆、計1,360m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、住宅型有料老人ホームを建築するものです。

第3号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

23番、申請地、三潯町西牟田、畑、7筆、1,491m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得し、貸家住宅（4戸）及び集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

農地法第4条による同時許可の案件となっております。

また、第3号議案、審議番号4番と関連案件となっております。

以上で説明を終わります。

## 議 長

事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

なお、採決に当たりましては、第3号議案のうち審議番号2番、3番、4番、審議番号12番を除く4号議案に分けて採決をいたします。

それでは、第3号議案のうち審議番号2番、3番、4番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案のうち、審議番号2番、3番及び4番は可決されました。  
続きまして、審議番号12番を除く4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号12番を除く4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをお願いいたします。  
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので、付議いたします。  
西部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、藤山町、田、3筆、計1,427m<sup>2</sup>、現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。  
地図No. 34です。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをお願いいたします。  
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番、2番の2件です。  
1番、申請人、草野町紅桃林、\*\*\*\*、経営面積、1万1,866m<sup>2</sup>。  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
なお、こちらの案件につきましては、申請人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。  
また、農地利用適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では178a以上となっておりますが、面積の基準の特例として権利を取得させるべきものが新規就農者である場合もあり、今回の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積は178aを下回っていても名簿登録の基準に該当するものとなっております。  
2番、申請人、三瀧町高三瀧、\*\*\*\*、経営面積、1万4,343m<sup>2</sup>。  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。  
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番の1件です。

1番、所在地、草野町草野、田、3筆、計1,672m<sup>2</sup>。

推進機構への売り渡しとなります。

第2区、2番の1件です。

2番、所在地、田主丸町牧、田、3,466m<sup>2</sup>。

推進機構からの買い入れとなります。

3区、3番の1件です。

3番、所在地、北野町大城、田、2筆、計2,009m<sup>2</sup>。

推進機構への売り渡しとなります。

22ページをお願いいたします。

第4区、4番の1件です。

4番、所在地、城島町下青木、田、1,625m<sup>2</sup>。

推進機構からの買い入れとなります。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。

第5区、5番の1件です。

5番、所在地、三潴町高三潴、田、6筆、計6,755m<sup>2</sup>。

推進機構への売り渡しとなります。

以上、審議番号1番から5番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決をされました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 23ページをお願いいたします。

第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

こちらは、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更することに対する意見を所管局の市農政課へ回答するためにお諮りをしているものとなっております。

また、今回の対象地におきましては、土地改良事業がなされていない、もしくは、なされていたとしても8年以上経過しているというところで、整備計画の変更となっており、こちらが土地改良事業に該当している、もしくは、該当して8年以内になっている場合は農業振興地域の振興計画の変更も必要となるのですが、今回は全て振興計画の変更の対象外となっていることを申し添えます。

それでは、1、今回変更される地域農業振興計画の内容について説明いたします。

整備計画、1から24ページの7までの7件です。

それでは、整備計画1、こちらは駐車場を拡張するものです。

申請地は、大善寺町中津の田、448m<sup>2</sup>の内428m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 35です。

整備計画2、こちらは駐車場を拡張するものです。

申請地は、安武町住吉、田、430m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 36です。

整備計画3、こちらは保育園舎を建設するものです。

申請地は、長門石町、田・畑、2筆、計577m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 37です。

整備計画4、こちらは分家住宅を建設するものです。

申請地は、長門石町の田、1487m<sup>2</sup>の内500m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 38です。

整備計画5、こちらは分家住宅を建設及び農業用倉庫を設置するものです。

申請地は、小森野六丁目、田、2筆、計704m<sup>2</sup>の内499m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 39です。

整備計画6、こちらは資材置場を設置するものです。

申請地は、高良内町の田、1,218m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 40です。

24ページをお願いいたします。

整備計画7、こちらは農家住宅及び農業用倉庫を建設するものです。

申請地は、山本町耳納、畑、153m<sup>2</sup>を変更するものです。

地図No. 41です。

2の意見(案)につきましては、本計画の変更案については、現地調査や審査会での審議も踏まえまして「農業委員会としては周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる」とさせていただいております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第8号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決をされました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「無しの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、秋永憲一委員、14番、田中修二委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。